

## 中世日本仏教における『一乗要決』の受容

セレーナ・オペレット

### 一、はじめに

恵心僧都源信（九四二—一〇一七）は、寛弘三年（一〇〇六）に『一乗要決』三巻を著した。『一乗要決』の思想は、中世日本仏教における衆生の救済論に大きな影響を与えた。<sup>1)</sup>

所属宗派にかかわらず、日本仏教の諸師に広く受容された『一乗要決』では、仏教思想上の大きな論点の一つである一切衆生の仏性という問題が真正面から取り上げられている。源信は『一乗要決』において、法華経の一乗思想に基づき、悉有仏性・一切皆成説を宣揚したが、そうした源信の立場が顕著な箇所として、本書巻中の大文第五の文脈には次のような記述がある。

然日本一州。圓機純<sup>2)</sup>。朝野遠近。同帰一乗。緇素貴賤。悉期成仏。

これは『一乗要決』の著名な文章の一つであり、日本仏教史上、多くの僧侶から注目され、彼らの文献の中に用いられている。しかしながら、彼らの受容方法は決して一様でなく、彼らの所属する宗派の宗旨に依りて、文献に引用される文言の意図的な改変がなされるなど、それぞれに違つた特徴があらわれている。すなわち、この文章が諸文献の中でどのように用いられているかということが、それぞれの著者の思想を捉えるための一指標になると考えている。

本論文では、鎌倉時代に活躍した仏教者、特に日蓮（一二三—一二八二）、法然房源空（一一三三—一二二二）をはじめとする浄土系の三師、臨済宗の栄西（一一四一—一二二五）等が著した文献の中で、右掲『一乗要決』の文章がどのように引用され、受容されているかを確認する。

## 二、『一乗要決』大文第五について

まずは、本論文の主題、前掲の文章が載っている『一乗要決』巻中の大文第五「定性」二乗の永滅の計を斥ふ」の項目について概観しておきたい。

源信の『一乗要決』は、日本天台宗の祖最澄（七六一—七八二）と三権実論争を交わした法相宗の徳一（七八一？—八四二？）ら法相宗の教義である三乘眞実・五性各別説を破折することが主眼とされている。本書巻中の大文第五の項目では、本性として二乗であることが決定している定性の声聞・縁覚の成仏を否定する法相宗の立場が批判される。

法相宗の学説に反対する源信は、悉有仏性・一切皆成を強調する立場から、二乗はもとより、法華一乗の円教を信受すれば一切衆生は悉く成仏できると主張する。そして、同項目の文脈の中で登場するのが、前掲「然日本一州。圓機純」。朝野遠近。同帰一乗。縑素貴賤。悉期成仏」の文章である。この文章では、日本人々が、すでに法華一乗の教えを信受できるまでに円熟した機根をそなえており、住処や僧俗・貴賤の身分にかかわらず、全ての人々が、この一乗の教えに帰依

して成仏を期するとの見解が示されている。

なお、この文章は、最澄撰『依憑天台集』序文における「我日本天下。圓機已熟。圓教遂興」云々の記述を模範としている。最澄もまた、日本人々の機根が法華円教の聞法に堪え得るほどに純熟した旨を述べており、『一乗要決』の当該文は、最澄の認識を受けて、それを源信が敷衍したものである。

この『一乗要決』の文章は、日本仏教の諸師に広く受容され、彼らの著した文献の中に引用された。ただし、前述のように、彼らの受容の方法は、所属宗派の教義思想によって異なりがある。特に注目されるのは、各師の思想的立場に応じて、引用文の意図的な改変がなされているなど、様々な態度で引用がなされている点である。次に、その具体的な事例を確認してみたい。

### 三、日蓮遺文にみる引用

まずは、日蓮遺文における『一乗要決』当該文の引用について確認する。

日蓮の『一乗要決』の受容については、小松邦彰氏・関戸堯海氏らの研究があり、『守護国家論』『開目抄』『曾谷入道殿許御書』などに前掲部分の引用があると指

摘<sup>4</sup>されている。また筆者は、他に『一代聖教大意』『南条兵衛七郎殿御書』『法華初心成佛鈔』『二代五時繼圖』の四書に引用があることを確認した。

ただし、上記の七書における引用の仕方は一定ではなく、たとえば『開目抄』と『南条兵衛七郎殿御書』では「日本一州円機純一等云云」だけ載せて、その後が続く文章が大きく省略されているなど、それぞれの遺文で引用文の長短に違いがある。

では実際に、それぞれの遺文から引用箇所をとり上げ、『一乗要決』当該文がどのような文脈の中で引用されているのか確認する。本論文の末尾に引用部分の一覧表を掲げた(別表…3―日蓮、9―日蓮)。日蓮の引用では、後述する他師の事例のような文言の改変はみられないが、引用部分の文脈を見てみると、『一乗要決』の当該文を引用した日蓮の目的と、引用元つまり源信の論述の意図との間に、やや違いが見受けられる場合がある。

一つ目は『守護国家論』の引用である(別表…3―日蓮)。日蓮は同書において、法然の浄土教に対し、種々の経論疏を引用しながら、法華経の優位性を示している<sup>5</sup>。ここで日蓮は、法然の著『選択本願念仏集』

を批判する目的で源信の『一乗要決』を引用している。すなわち、源信の文章は法相宗の五性各別説を批判する文脈上に記されたものであるが、日蓮は法然の浄土教を批判する文脈の中に転用していることがわかる。

二つ目は『開目抄』の引用である(別表…4―日蓮)。「開目抄」でも、浄土宗の祖である道綽と法然に向けた批判の中で『一乗要決』の当該文が引用されている。この場合も、源信の文章を引用する日蓮の目的は、浄土教の信仰を否定することであり、法相宗の思想に向けたものではない。

三つ目は『曾谷入道殿許御書』の引用である(別表…5―日蓮)。この遺文では、最澄の功績を讃える目的から『一乗要決』の当該文が引用されている。日蓮は、最澄の功績として、小乗・大乘および法華の戒に傍正・勝劣の分別を判じ、法華円頓戒の優位を明らかにしたこと。比叡山の地に法華円頓戒を授けるための戒壇を建立したこと。これによって日本国中の八宗の大師が円頓戒を受戒し、悉く最澄の門徒になったことなどに言及している。そのすぐ後に引用されるのが『一乗要決』の当該文であり、「日本一州円機純一。朝野遠近同歸一乘」との説は、まさにそのような最澄の伝道によつ

てもたらされた壮大な成果を指しての言であろう、と述べている。

なお、他の遺文では『一乗要決』を引用する際に「恵心云く」「恵心の一乗要決に云く」等とその出典を明記しているが、この遺文では、書名や源信の名前を掲げていない。『曾谷入道殿許御書』は、曾谷教信と大田乗明に宛てられた書状であるが、両者はこの文章が『一乗要決』からの引用であることを特に断らずとも知っていたと考えられる。そのような理由から、出典を明記する必要がなかったのではないだろうか。

四つ目は『一代聖教大意』の引用である（別表…6―日蓮）。この遺文では、釈尊一代五十年の説法について、天台大師智顛の一代五時教判「化法の四教」と「五時」によつて分け、法華経が諸経に優れていることを明かすことが趣旨とされている。この遺文では、『一乗要決』を引用し、法相宗の徳一について以下のように記している。

慧心之一乗要決云、日本一州圓機純熟。朝野遠近同歸二乗。緇素貴賤悉期成佛。唯一師等若不信受爲權爲實。爲權者可貴。

ここでは、他の遺文の共通する「日本一州」から「成

仏を期す」に続いて「唯一師」以下も省略することなく引用し、また『一乗要決』を著した源信の意図と同じように徳一や法相宗の教義に対しての言及がある。すなわち、『二代聖教大意』の引用では、法華経が最も勝れた經典であると認識しない者に対し、その立場を批判することが目的とされている。

五つ目は『南条兵衛七郎殿御書』の引用である（別表…7―日蓮）。この遺文は南条兵衛七郎に宛てられた書状である。日蓮の檀越として法華経に帰依したにも関わらず、念仏信仰を完全に捨てられない兵衛七郎のために、日蓮は国によって仏法の段階と機縁に違いがあり、念仏等の余善は日本人々に無縁であることを説明する。そのような日本人々と法華経との有縁を論じるために、日蓮は経論疏の説示を引き連ねているが、その中の一つに源信の『一乗要決』を引用し、日本人々は法華一乗の教えを信受できる機縁をそなえていることの論拠とされる。文脈上、この遺文における『一乗要決』の引用は、念仏信仰を批判することが主眼とされている。

六つ目は『法華初心成佛鈔』の引用である（別表…8―日蓮）。この遺文は真筆が現存しておらず、『境妙

庵目録』(二七〇—二七七五)に収録されている。この遺文は問答形式によって諸宗の正邪を論じ、法華經を信受することで末法の初心の行者が成仏できると述べている。最初に、諸宗の中で法華宗のみが釈尊所立の宗で、日本と法華經は特別な關係があり、末法の時代には法華經だけが人々を救済できると述べ、その根拠として『一乗要決』の文章が引用され、具体的な解説が加えられている。<sup>(8)</sup>そして法華經が最も優れている經典であると讃えながらも、念仏を唱える者があり、あるいは念仏と法華經を同一と見做す者がいることを批判している。したがって、この遺文では『一乗要決』の文章が、法華宗以外の他宗への批判、特に念仏への批判を目的として引用されているものと考えられる。最後に七つ目は『二代五時繼圖』の引用である(別表・9—日蓮)。日蓮は多くの系図を作成したが、この『二代五時繼圖』は真筆が伝わっておらず、詳細は不明である。この遺文で『一乗要決』が引用される文脈では、他宗についての言及はなされていないが、法華經が諸經に比して最も優れた經典であり、さらに日本と特別な關係を有する經典であるから、専ら法華經を流布すべきことを示す根拠として引用されている。<sup>(9)</sup>

以上、日蓮遺文における『一乗要決』当該文の引用部分を確認した。また、この文章は日蓮の他にも、鎌倉時代に浄土宗や臨濟宗に属して活躍した僧侶らの文獻にも引用されている。以下、それらの引用部分について検討する。

#### 四、浄土系諸師の文獻にみる引用

浄土宗の僧侶が著した三つの文獻にみられる『一乗要決』当該文の引用について確認する。

一つ目は、浄土宗の第三祖、然阿良忠の門下、了恵道光(一二四三—一三三〇)が編纂した『黒谷上人語灯録』十八卷である。本書は、法然の著作、法語、消息等を集成したもので、その内容は、漢語部の十卷、和語部の五卷、それに『拾遺語灯録』の三卷で構成されている。<sup>(10)</sup>なお、この収録中において法然の真撰は少ないとされている。

『一乗要決』当該文の引用は、和語部の第一巻の序文にみられる。そして、この『一乗要決』の引用については、すでに四夷法顯氏が、その文章に原文からの改変があることを指摘している。<sup>(11)</sup>『黒谷上人語灯録』の引用箇所は次の通りである。

厭欣沙門了惠集録

シツカニオモムミレバ。良醫ノクスリハママヒノ  
シナニヨテアラハレ。如來ノ御ノリハ機ノ熟スル  
ニマカセテサカリナリ。日本一州淨機純熟シテ。  
朝野遠近ミナ淨土ニ歸シ。縑素貴賤コトコトク往  
生ヲ期ス。<sup>13</sup>

このように、道光は「圓機」を「淨機」、「純一」を「純熟」、「一乘」を「淨土」、「成仏」を「往生」と書きかえている。また、日蓮の場合是一部の例外を除き、源信著『一乗要決』からの引用である旨を明記しているが、この『黒谷上人語灯録』の引用部分ではそれが明記されていない。すなわち、道光は『一乗要決』原文の文脈や源信の意図とは異なる、自らの淨土信仰の立場から、源信の言葉を転用していることが確認できる。

二つ目は、『當麻曼荼羅供式』における引用である。管見のかぎり、これまで本書における『一乗要決』当該文の引用について言及した研究はなかったようである。この講式は、法然の弟子、淨土宗西山派を開いた証空（一一七七一—一二四七）の作と伝えられているが、室町時代に成立した可能性も指摘されている。<sup>14</sup>その内

容は、當麻曼荼羅に関する講式で、觀無量壽經や善導の著『觀經疏』から影響を受けている。序文の後、本文は五段に分けられた構成となっており、各段の後に伽陀があり、第五段の末は六種廻向と陀羅尼で結ばれている。『一乗要決』当該文は、本書の第五段目に引用されている。

誠日本一州。往生純熟。朝野遠近。同歸西方。<sup>14</sup>

この文章では、「圓機」が「往生」、「純一」が「純熟」に変わり、そして「一乘」が「西方」と置き換えられている。すなわち、先の『黒谷上人語灯録』と同じように、『當麻曼荼羅供式』では、本来、源信が法華一乗を強調する意図から記された当該文が、阿彌陀の西方淨土を強調する立場から転用されていることがわかる。なお、この事例でも、引用元である『一乗要決』の書名、著者源信の名前は載せられておらず、特に断わることなく『一乗要決』の当該文が用いられている。三つ目は、法然の弟子、源智（一一八三—一二三九）の著作として伝わる『選択本願念仏集要決』（以下『選択要決』）の引用である。この文献は、法然の弟子、源智のものと伝えられており、法然の著『選択本願念仏集』の批判と疑問に答えた内容となっている。<sup>15</sup>『選択要

決』の構成は、まず序文が設けられ、次いで全十段で『選択本願念仏集』を評論し、最後に短文の結論が付されている。そのうち『一乗要決』当該文の引用は序文に確認できる。

日本一州機縁純熟。朝野遠近。同歸念佛矣。<sup>16)</sup>

この文章では、「圓機」が「機縁」、「純一」が「純熟」に変わり、そして「一乗」が「念佛」と書き換えられている。また先の二書と同じように、出典として源信の名前や『一乗要決』の書名は明記されていない。

以上、これらの浄土系諸師が著した文献の引用例を通観して明らかのように、彼らは『一乗要決』の文章に依拠しているにも関わらず、もとは源信が「一乗」等と記して法華経を強調する内容であったのが、彼らの宗旨である浄土教を象徴する「往生」・「浄土」・「西方」・「念仏」等の文言に置き換えられている。

しかも、彼らは当該文の引用部分において『一乗要決』の書名や著者源信の名前を明記することはず、彼ら自身の言葉として文献上に用いられている。ただし、『黒谷上人語灯録』と『選択要決』では、同じ源信の著『往生要集』が引用されており、その場合は「恵心僧都」や『往生要集』の名称を明記していることが

確認できる。<sup>17)</sup>

あるいは、彼らは『一乗要決』を引用する場合、源信の名前と『一乗要決』の書名を意図的に明記しなかったのではないか。なぜなら、『一乗要決』の当該文に明かされた源信の立場は、法華経の一乗思想の優位性を説き、その優れた經典と日本人々との有縁性を強調するものであって、その立場は浄土教の思想と一致しないからである。

それでも『一乗要決』の当該文は、浄土思想が扱われた『往生要集』の著者でもある源信が、僧俗・貴賤の身分にかかわらず、末代における全ての人々が仏の救済にあずかれることを明確かつ端的に示した文章として、浄土系諸師の関心を得ることになった。それ故に、彼らはこの文章に手を加えて、浄土教の思想を宣揚する内容に改変した上で、自身の文献に組み込んだのであろう。そして、その箇所でも『一乗要決』の書名、もしくは源信の名前を明記していないことから、彼らは源信という仏教者について、法華経の一乗思想を説いた『一乗要決』の著者としてではなく、『往生要集』を編纂した日本浄土教の立役者としての一面のみをとり上げて顕彰していたのではいかと考えられる。

## 五、『興禪護国論』にみる引用

続いて、栄西の著作である『興禪護国論』の事例を確認してみた。日本臨済宗の開祖として著名な栄西であるが、当時、彼自身に新しく一宗を立てようとする意識があつたというよりは、あくまで天台宗の教義を改革する役割を自らが背負つたのである。すなわち、栄西は天台宗の教義の中から、禅こそが最も優れている行法であり、それを護国の教えと認識したのである。<sup>(18)</sup>その立場を闡明したのが栄西の著『興禪護国論』である。

『興禪護国論』の内容は十門の構成で禅が説明されている。そのうち、『一乗要決』の当該文は「第九、大国説話門」に引用されている。「第九、大国説話門」では、印度と中国が今もなお仏法隆昌の勝地である旨を委細に描写した上で、辺地である日本はどうか、という問題を提起している。栄西は、種々の經典や注釈書をもとに、日本もまた仏法に有縁の勝地であることを説いているが、この文脈の中に『一乗要決』の当該文が次のように引用される。

況乎、一乗要決云。日本一州圓機純熟。朝野遠近

同歸一乘文。又國之地勢無等倫。三寶熾盛也。專心而持法戒。至信而修佛儀。豈空哉。<sup>(19)</sup>

『興禪護国論』では「同歸一乘」までの引用であり、「緇素貴賤」以下が省略されている。また原文では「純一」と記されている箇所が「純熟」に代えられている。

ここで栄西は『一乗要決』を引用して、日本が他に類のない仏法隆昌の勝地であり、その人々は専心に法戒を持ち、至心に仏儀を修めれば、証果を得られるほどに純熟した機根をそなえていると論じている。

すなわち、栄西が『一乗要決』の当該文を引用する意図は、本来、源信が法相宗の教義に反対するような他宗派への批判を目的とするものではなく、日本が印度や中国と同じ水準で、仏法の興隆すべき地盤がすでに調っていることを示すためである。

## 六、結論

本論文では、源信の著『一乗要決』の「日本一州圓機純一。朝野遠近同歸一乘」云々の文章について、中世の日本仏教諸師における受容方法に多様性があることを明らかにした。実際に彼らの引用例を確認した通り、『一乗要決』の当該文は様々な宗派に属する僧侶に

よって受容されたことが分かる。

日蓮遺文と浄土系諸師の文献をみると、天台宗僧侶の源信に与えられた学的権威や位置づけについては、彼の主要な著述である『一乗要決』と『往生要集』に明示された教義内容と、密接な関係が認められるように感じた。日蓮は当初、源信を『一乗要決』の著者として肯定的にとらえていた。しかし、『往生要集』の著者でもある源信は、後年に日蓮から否定されることになった。<sup>20)</sup>

また先述の通り、浄土系諸師の文献では、『一乗要決』の文章が引用される箇所、源信の名前や『一乗要決』の書名を挙げていない。ただし、同じ文献の中に『往生要集』が引用される場合においては、源信を『往生要集』の著者として明記していることが確認できた。

また、臨済宗の栄西は、源信の『往生要集』には特に論及することなく、『一乗要決』の当該文のみを引用している。したがって、栄西は源信のことを『一乗要決』の著者としての学的権威を認めていたと考えられる。

そして、日本仏教の諸師は『一乗要決』の当該文を

引用する際、その文章を省略し、あるいは一部の文言を置き換えるなどの事例がみられた。ただし、「朝野遠近」の文言は改変されず、また「緇素貴賤」部分についても、それが引用文に含まれる場合は、もとの文言の形が維持されていた。これは、鎌倉時代に成立した各宗派が共通して、僧俗・貴賤の身分にかかわらず、末代における全ての人々の救済を宗旨としており、そのことを具体的に表現した「朝野遠近」や「緇素貴賤」の文言は、宗派を異にしても、思想的に共有することができたことに理由があろう。

さらに、源信の『一乗要決』の当該文は、最澄の『依憑天台集』序文の文章を模範としているので、二つの文章はほぼ同じ意味を持っているが、本論文で注目した日蓮・浄土系の諸師・栄西らの文献には、最澄ではなく、源信の文章が引用されている。それもやはり、源信の「朝野遠近」と「緇素貴賤」を含む文章は、仏の救済にあずかれる対象が全体に及ぶことを明確に示していることに理由があるのではないかと思われる。

註

(1) Rhodes Robert, 1995:24.

- (2) 『二乗要決』、大正藏第七四卷三五頁a。
- (3) 比叡山專修院附属叡山学院編『伝教大師全集』、第三卷三四三頁(一九二七年・比叡山図書館刊行所)。
- (4) 小松邦彰、一九七二年 一八九頁。関戸堯海、一九九二年 二二一頁。
- (5) 立正大学日蓮教学研究部編『昭和定本日蓮聖人遺文』(改訂増補第三刷、身延山久遠寺、二〇〇〇年。以下『昭和定本』と略記) 一二八―一二九頁。
- (6) 『昭和定本』六八頁。
- (7) 『昭和定本』三二四頁。
- (8) 『昭和定本』一四一四頁。
- (9) 『昭和定本』二四三四頁。
- (10) 戸松啓真、一九六五年 六八八頁。
- (11) 四夷法顯、二〇一五年 一〇五頁。
- (12) 『黒谷上人語灯録』、大正藏第八三卷 一七一頁a。
- (13) 伊藤正順、一九九〇年 五八六―五八七頁。
- (14) 『當麻曼荼羅供式』、大正藏第八三卷三八三頁b。
- (15) 廣川堯敏、二〇一三年 六七五―六七七頁。『選択要決』、『浄土宗全書』(一九七一、浄土宗開宗八百年記念慶讃準備局・山喜房佛書林) 第七卷 一七六頁。
- (16) 『選択要決』、『浄土宗全書』 第七卷 一七六頁。
- (17) 『黒谷上人語灯録』、大正藏第八三卷 一七一頁b。『選択要決』、『浄土宗全書』 第七卷 一八二頁。
- (18) Albert Welser, 2006:73-74.
- (19) 『興禪護国論』、大正藏第八〇卷一六頁a・b
- (20) 関戸堯海、一九八六年 一四頁。

5 一日蓮	4 一日蓮	3 一日蓮	2 源信	1 最澄
<p>信<small>スルハハ</small>仰<small>ハ</small>此戒<small>ニ</small>傳教大師門徒也。日本一州圓機純一朝野遠近同歸一乘是謂歟。〔…〕</p> <p>宗<small>スルハハ</small>賢<small>ハ</small>眞<small>ハ</small>和尚之所<small>ニ</small>渡律宗<small>ニ</small>弘法大師門弟等<small>ニ</small>誰<small>カ</small>不<small>レ</small>持<small>テ</small>圓頓之大戒<small>ニ</small>違<small>フ</small>背<small>ス</small>此義<small>ニ</small>逆路之人<small>ナリ</small>。</p> <p>倒<small>テ</small>偏執<small>ニ</small>擧<small>ゲ</small>一國<small>ニ</small>為<small>ス</small>弟子<small>ト</small>。觀勒之流<small>ニ</small>三論<small>ニ</small>成實<small>ニ</small>道昭之渡法相<small>ニ</small>俱舍<small>ニ</small>良辦之所<small>ニ</small>博華嚴<small>ニ</small>民之戒<small>ニ</small>。此之大戒除<small>テ</small>於靈山八年<small>ニ</small>一闍浮提之内<small>ニ</small>所未<small>レ</small>有大戒場<small>ニ</small>建立<small>ニ</small>於叡山<small>ニ</small>。然間八宗共<small>ニ</small>梵網<small>ニ</small>環珞<small>ニ</small>以<small>テ</small>別受戒<small>ニ</small>破<small>テ</small>失<small>フ</small>小乘<small>ニ</small>二百五十戒<small>ニ</small>。又法華普賢<small>ニ</small>以<small>テ</small>圓頓大王之戒<small>ニ</small>諸大乘經實<small>ニ</small>下<small>レ</small>臣</p> <p>傳教大師佛滅後相<small>ニ</small>當<small>テ</small>一千八百像法之末<small>ニ</small>生<small>レ</small>於日本國<small>ニ</small>小乘<small>ニ</small>大乘<small>ニ</small>一乘<small>ニ</small>諸戒<small>ニ</small>一々分<small>ニ</small>別<small>ニ</small>之<small>ヲ</small></p>	<p>〔…〕慧心云 日本一州圓機純一等云云。道緯と傳教と法然と慧心といづれ此を信べしや。彼は一切經に證文なし。此<small>レ</small>正法華經<small>ニ</small>によれり。其上日本國一同に叡山大師受戒の師なり。何天魔のつける法然に心をよせ、我が剃頭の師をなげすつるや。法然智者ならば何此の釋を選擇に載て和會せざる。人の理をかくせる者なり。〔…〕</p>	<p>〔…〕東北者日本也。自<small>リ</small>西南天竺<small>ニ</small>東北指<small>テ</small>日本<small>ニ</small>。故慧心一乘要決云 日本一州圓機純一。朝野遠近同歸一乘。緇素貴賤悉期成佛已上。願日本國今世道俗捨<small>テ</small>選擇集久習<small>テ</small>依法華<small>ニ</small>涅槃現文<small>ニ</small>持<small>テ</small>肇公慧心日本記<small>ニ</small>企<small>テ</small>法華修行安心<small>ニ</small>。〔…〕</p>	<p>已上</p> <p>權者<small>ニ</small>可<small>テ</small>以<small>テ</small>隨喜<small>ニ</small>。如<small>シ</small>淨名<small>ニ</small>言<small>フ</small>覺<small>テ</small>知衆魔事<small>ニ</small>。而示隨<small>テ</small>其行<small>ニ</small>。以<small>テ</small>善方便智<small>ニ</small>。隨<small>テ</small>意皆能現<small>ス</small>。</p> <p>故。佛宜<small>ニ</small>方等<small>ニ</small>。非<small>レ</small>謂<small>フ</small>法華<small>ニ</small>。以為<small>テ</small>不<small>レ</small>了<small>ス</small>。然日本一州。圓機純一。朝野遠近。同歸一乘。緇素貴賤。悉期成佛。唯一師等。獨不<small>レ</small>信受。我未<small>レ</small>識<small>レ</small>之。為<small>テ</small>權<small>ニ</small>為<small>レ</small>實<small>ニ</small>。若是<small>レ</small>美者<small>ニ</small>可<small>テ</small>以<small>テ</small>哀傷<small>ニ</small>。如<small>シ</small>世尊<small>ニ</small>言<small>フ</small>。當來世惡人。聞<small>テ</small>佛說<small>ニ</small>一乘<small>ニ</small>。迷惑不<small>レ</small>信受。破<small>テ</small>法<small>ニ</small>隨<small>テ</small>惡道<small>ニ</small>。若是<small>レ</small>權者<small>ニ</small>可<small>テ</small>以<small>テ</small>隨喜<small>ニ</small>。如<small>シ</small>淨名<small>ニ</small>言<small>フ</small>覺<small>テ</small>知衆魔事<small>ニ</small>。而示隨<small>テ</small>其行<small>ニ</small>。以<small>テ</small>善方便智<small>ニ</small>。隨<small>テ</small>意皆能現<small>ス</small>。</p>	<p>所立四教。可<small>テ</small>外道說<small>ニ</small>。或云。新羅大唐所<small>レ</small>疎也。〔…〕</p>
<p>九〇五頁</p> <p>昭和定本 第一卷</p>	<p>『開目抄』</p> <p>會存</p> <p>昭和定本 第一卷</p> <p>五九四・五九五頁</p>	<p>『守護國家論』會存</p> <p>昭和定本 第一卷</p> <p>一一九頁</p>	<p>大正藏</p> <p>第七四卷 三五〇頁</p> <p>c 一三五一頁 a</p>	<p>『依憑天台集 序』</p> <p>伝教大師全集第三卷</p> <p>三四三頁</p>

9一日蓮	8一日蓮	7一日蓮	6一日蓮
<p>一乘要法云 日本一州圓機純一朝野遠近同歸一乘繼素貴賤悉期成佛。安然廣釋云 彼天竺國有外道不信佛道。亦有小乘不許大乘。其大唐國有道法不許佛法。亦有小乘不許大乘。我日本國皆信大乘無有二人不願成佛。瑜伽論云 東方有小國唯有大乘機。豈非我國文。</p>	<p>「…」瑜伽論には、丑寅の隅に大乘妙法蓮華經の流布すべき小國ありと見えたり。安然和尚云 我が日本國等云云。天竺よりは丑寅の角に此日本國は當る也。又慧心僧都一乘要法云 日本一州圓機純一朝野遠近同歸一乘繼素貴賤悉期成佛云云。此文の心は日本國は京・鎌倉・筑紫・鎮西みちをく(陸奥、遠も近も法華一乘の機のみ有りて、上も下も、貴も賤も、持戒も破戒も、男も女も、皆おしなべて法華經にて成佛すべき國也と云文也。譬ば崑崙山に石なく蓬萊山に毒なきが如く、日本國は純に法華經の國也。「…」</p>	<p>「…」安然和尚云 我日本國皆信大乘等云云。慧心一乘要法云 日本一州圓機純一等云云。釋迦如來・彌勒菩薩・須梨耶蘇摩三藏・羅什三藏・僧肇法師・安然和尚・慧心先德等の心ならば、日本國は純に法華經の機也。一句一偈なりとも行ぜば必得道なるべし。有縁の法なるが故也。たとへばくろかねを磁石のすが如し、方諸の水をまねくにいたり。念仏等の余善は無縁の國也。「…」</p>	<p>「…」私云 天竺此日本東北之州也。慧心之一乘要法云 日本一州圓機純熟。朝野遠近同歸一乘。繼素貴賤悉期成佛。唯一師等若不信受為權為實。為權者可實。「…」</p>
<p>『一代五時繼圖』 昭和定本 第三卷 二四三四頁</p>	<p>『法華初心成佛鈔』 昭和定本 第二卷 一四一四頁</p>	<p>『南条兵衛七郎殿御書』現存 昭和定本 第一卷 三三四頁</p>	<p>『一代聖教大意』 日目筆 昭和定本 第一卷 六八頁</p>

14—源智	13—源智	12—証空	11—道光	10—道光
<p>上 慧心故作臨終行儀專勸最後正念往生要集云念佛功積運心年深者臨命終時大喜自生已</p>	<p>傳聞一門學者中有竊加難破者也初心行者聞之爲病因〔…〕</p>	<p>州受生人。誠日本一州。往生純熟。朝野遠近。同歸西方。夫三光爲彌陀。此國名日本。和</p>	<p>ノ時ヨリヒロマリケルナリ。〔…〕</p>	<p>厭欣沙門了惠集錄 シツカニオモミレバ。良醫ノクスリハヤマヒノシナニヨテアラハレ。如來ノ御ノリハ機ノ熟スルニマカセテサカリナリ。日本一州淨機純熟シテ。朝野遠近ミナ淨土ニ歸シ。縑素貴賤コトコトク往生ヲ期ス。〔…〕</p>
<p>『選択要決』 浄土宗全書 第七卷 一八二頁</p>	<p>『選択要決』 浄土宗全書 第七卷 一七六頁</p>	<p>『當麻曼荼羅供式』 大正藏 第八三卷 三八三頁b</p>	<p>『黒谷上人語灯録』 大正藏 第八三卷 一七一頁b</p>	<p>『黒谷上人語灯録』 大正藏 第八三卷 一七一頁a</p>

難云。印度赤縣是殊勝之地。果報純熟之人生於其中。日本是邊地也。不善種族生于此。故尤難有。又戒行疎缺彌不可有。  
 「…」況乎「乘要決」云。日本一州圓機純熟。朝野遠近同歸「乘」又國之地勢無等倫。三寶熾盛也。專心而持法戒。至信而修佛儀。豈空哉。〔…〕

『興禪護國論』  
 大正蔵  
 第八〇卷  
 一六頁 a・b

## 先行研究

- ・戸松啓真稿「黒谷上人語灯録について」(『印度學佛敎學研究』、第一三卷第二号所収、一九六五年三月、六八七—六九一頁)。
- ・小松邦彰稿「日蓮聖人の源信観」(宮崎英修、茂田井敎亨編『日蓮聖人研究』所収、山喜房佛書林、一九七二年、一七七一—一九五頁)。
- ・古田紹欽稿「興禪護國論の性格…そのなかに探索し得るもの」(『印度學佛敎學研究』、第二四卷二号所収、一九七六年三月、五四一—五四九頁)。
- ・関戸堯海稿「源信「一乗要決」と日蓮聖人」(『日蓮敎學研究所紀要』、一九八六年二月、一一三—一三〇頁)。
- ・関戸堯海稿「鎌倉新仏敎における涅槃経受容の一側面—源信と親鸞—日蓮」(『印度學佛敎學研究』、第三五卷第一号所収、一九八六年一月、一八七一—一九〇頁)。
- ・大久保良順著「一乗要決」(仏典講座三三三、東京大蔵出版、一九九〇年)。
- ・伊藤正順稿「西山義における当麻曼荼羅解釈について」
- ・(『印度學佛敎學研究』、第三八卷第二号所収、一九九〇年三月、五八六—五九〇頁)。
- ・関戸堯海著「日蓮聖人敎学の基礎的研究」(山喜房佛書林、一九九二年)。
- ・Rhodes F. Robert. *Genshin and the Ichijō yoketsu: A treatise on universal Buddhahood in Heian Japan*, PhD thesis Harvard University, 1992.
- ・Rhodes F. Robert. Genshin's Interpretation of the Buddha-nature as found in the Ichijō yoketsu, 大谷大学佛敎学会, 1995-05, pp.1-24.
- ・Welter Albert. Zen Buddhism as the Ideology of the Japanese State: Eisai and the Ko'zen gokokuron in *Zen Classics: Formative Texts in the History of Zen Buddhism*, Oxford University Press, 2006.
- ・廣川堯敏稿「伝源智述『選択要決』における『選択集』批判とその対論」(関山和夫編「仏敎文学芸能…関山和夫博士喜寿記念論集」、関山和夫博士喜寿記念論集刊行会、

- 二〇〇六年、六八七―七一頁)。
- ・廣川堯敏稿「伝源智述『選択要決』における西山義批判」  
(関山和夫編 佛法僧論集・福原隆善先生古稀記念論集第  
二卷、山喜房仏書林、二〇一三年二月、六七―六九〇  
頁)。
- ・四夷法顯稿「親鸞の一乗思想における叡山教学の受容…  
源信『一乗要決』との関連を中心に」(『龍谷大学真宗学  
会』第一二九・一三〇合併号所収、二〇一四年三月、四  
四八―四五〇頁)。

# The Reception of Genshin's *Ichijō yōketsu* in Japanese Medieval Buddhism

Serena Operetto

## Abstract

This paper illustrates the reception of Genshin's 源信 (942-1017) *Ichijō yōketsu* (一乗要決, *Essentials of the One-vehicle*) within Japanese medieval Buddhism. The chief purpose of the *Ichijō yōketsu* is to prove that all beings, without exception, possess Buddha-nature and are able to attain perfect Buddhahood. In this paper, I show the impact and reception of one specific passage from the fifth chapter of the *Ichijō yōketsu* relevant to the development of the idea of universal enlightenment in the doctrinal system of Japanese medieval Buddhism. I highlight the fact that this same passage has been employed by Nichiren 日蓮 (1222-1282), Eisai 栄西 (1141-1215) and also, with minor but important alterations, by representatives of the Pure Land schools, like Shōkū 証空 (1177-1247), Dōkō 道光 (1243-1330) and Genchi 源智 (1183-1238). In particular, I show how in amidst texts references to the One-vehicle are substituted with references to Amida's Pure Land for doctrinal reasons. Furthermore, I emphasise the diverse contexts in which this passage was used and the different purposes it served for the doctrinal needs and sectarian identities of the aforementioned monks. Ultimately, I argue that the reception of the *Ichijō yōketsu* and that of Genshin himself, as an authoritative master of the Tendai school, is also tightly bound to the reception of his other seminal treatise, the *Ōjōyōshū* (往生要集, *Essentials of birth in the Pure Land*).